

中小企業組合 ガイドブック

2017
と
2018

中央会は組合づくりのパートナー



全国中小企業団体中央会

PART 1 中小企業組合概要

1	中小企業組合概要	2
●	中小企業組合の役割	3
	中小企業組合数	4
●	組合と会社等の相違	5
●	最近の中小企業組合等連携組織の動向	6
2	組合設立の手順、運営・管理	8
●	組合設立の手順	8
●	組合の管理・運営	9
3	組合の種類と主な事業	13
●	組合等の種類と特徴	13
●	主な事業の種類	17
	大分県中小企業団体中央会による組合設立支援事例	19
4	中小企業団体中央会の活動	22
5	組合に対する支援策	24
●	金融・税制支援	24
●	補助金等の助成	27

PART 2 全国で活躍する組合事例

1	宮城県電機商業組合	30
2	石川さくらカード協同組合	32
3	マイボックス普及企業組合	34
4	企業組合松崎桑葉ファーム	36
5	滋賀県理容生活衛生同業組合	38
6	企業組合津島あぐり工房	40
7	高島振興協同組合	42

PART 3 資料集

1	各種組織制度の比較	46
2	中小企業団体中央会連絡先一覧	49



PART

中小企業組合の概要

1. 中小企業組合の概要

- 中小企業組合の役割
中小企業組合数
- 組合と会社等の相違
- 最近の中小企業組合等連携組織の動向

2. 組合設立の手順、管理・運営

- 組合設立の手順
- 組合の管理・運営

3. 組合の種類と主な事業

- 組合等の種類と特徴
- 主な事業の種類
大分県中小企業団体中央会による組合設立支援事例

4. 中小企業団体中央会の活動

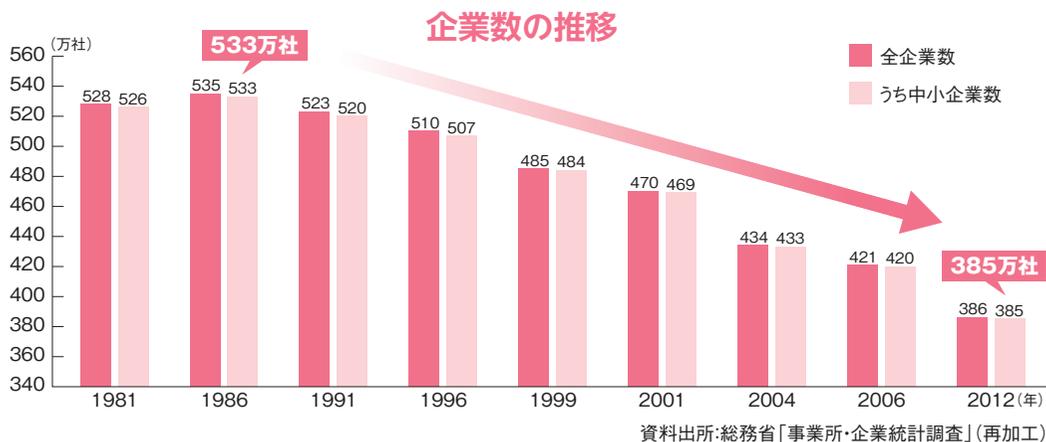
5. 組合に対する支援策

- 金融・税制支援
- 補助金等の助成

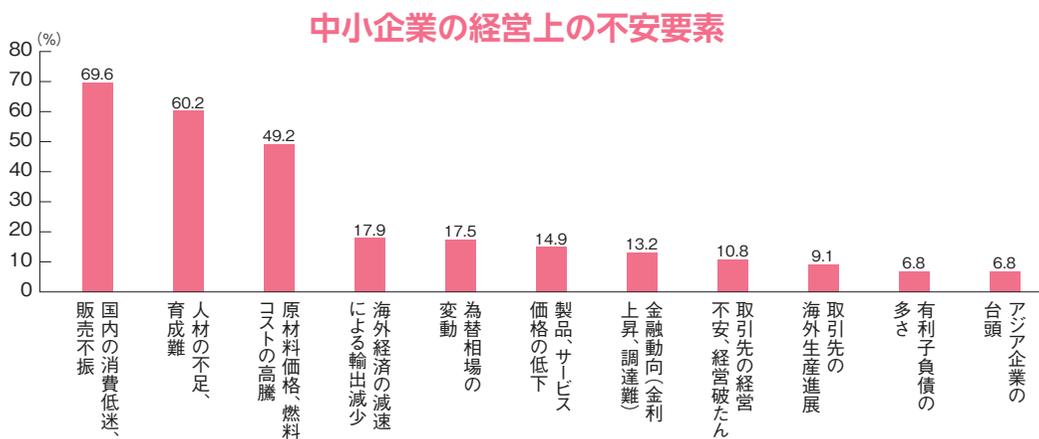
1. 中小企業組合の概要

「中小企業憲章」(2010年6月18日に閣議決定)の冒頭で『中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。』と述べられています。実際、優れた技術や技能で日本のものづくりを下支えしているのは中小企業であり、人々の生活の利便性を確保し、地域における雇用の重要な受け皿となっています。

しかし、中小企業は、1986年の533万社をピークに、2012年には385万社にまで減少しています。中小企業は、経営規模が小さいために資金調達力や情報収集力が弱い、人材や信用力の不足等様々な課題を抱えており、厳しい経営を余儀なくされているのが現状です。



多くの中小企業は次のような経営課題に直面しています。特に、国内市場の低迷が地域密着型の中小企業の経営を圧迫する大きな要因となっているほか、原材料や燃料コストの上昇、更に取り先手の海外生産の拡大等も国内産業空洞化を促進させる要因として、極めて大きな懸案事項となっています。



資料: 2018年の中小企業の見通し
資料出所: 株式会社日本政策金融公庫

注) 調査対象は三大都市圏の(株)日本政策金融公庫の取引先
総合研究所 (再加工)

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な場合が多々あります。そこで、厳しい経営環境の変化に対応して、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが必要です。例えば、市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う、知恵を集めて新技術の開発を行う、街全体でイベントを開催して地域の人々との連携を深める、共同で研修会を開催し組合員企業の人材の育成を図る、等様々な事業活動が行われていますが、こうした取り組みをとおして経営基盤の強化が可能となります。

また、東日本大震災発生の際には、石油小売業の組合が被災地に重油を提供したり、給食の組合が避難所にいち早くおにぎりを届けました。更に、管工事の組合が被災地のインフラ復旧に活躍したり、木材関係の組合が仮設住宅の資材を提供したり、様々な業種の組合がそれぞれ実施可能な支援活動を幅広く展開しました。一方、被災地では、組合による仮設店舗のオープンが行われるなど、組合が復旧・復興に向けた大きな力となっています。

組合を組織するという事は、中小企業が力を結集する場を創り、互いに助け合って新たな価値を創造していくことにより困難を乗り越えていくための重要な経営戦略の一つです。

◆ 中小企業組合の役割

組合員である中小企業は地域経済の要であり、地域産業の重要な担い手であることから、地域全体の活性化に果たす役割も非常に大きなものがあります。

全国各地に存在する伝統産業や地場産業においては、必ずと言っていいほど組合組織が結成されています。これらの組合では、各種の共同事業を実施するとともに、県・市等の行政と連携して技術開発・デザイン開発・販路開拓・人材育成等の様々な振興策を展開しています。グローバル化が進展する中で、これから海外にアピールしていくものは日本の文化に裏打ちされた製品やサービスが中心になると考えられます。このためにも、組合を中心に"日本の技"に磨きをかけていくことが必要です。

また、地域の中小企業は、古くから地域に伝わる伝統・文化の担い手となっている場合が数多くあり、組合自体が伝統や文化を守り地域社会の活性化を推進する役割を果たしているケースが少なくありません。組合の役割は産業の面だけでなく、人々の生活面から文化面まで幅広く関係しています。

更に近年は、社会的課題をビジネスの形態を活用して解決する方法として「ソーシャルビジネス」が注目されています。高齢者・障害者の介護福祉、青少年の育成・生涯教育、街づくり・まちおこし、共働き家庭の支援等様々な社会的な課題の中で、行政では対応し切れない部分を中小企業組合が積極的に対応しているケースが増加しています。

このほか、創業や雇用創出のための手段として「企業組合」が注目されています。企業組合は企業の退職者、主婦、高齢者、SOHO事業者等が自らの経験やノウハウを活かして自ら働く場を創り出す組織です。企業組合では、介護・福祉、託児所、地元特産品の販売等に取り組むケースがあり、企業組合の活動そのものが社会的課題の解決に繋がっているものが少なくありません。

更に、企業組合は、「指定管理者」として地域の公園や福祉センター等の公的機関の管理運営を担当しているケースもあり、地域経済・社会の活性化を担う主体としての役割を大いに果たしています。

組合をつくる効果

① 組合員の経営安定・基盤強化への寄与

- 生産性の向上
- 技術力の向上
- 情報の活用
- 人材の育成・強化
- 資金調達の円滑化
- 取引条件の改善 等

② 新たな分野への挑戦

- 新製品・新技術開発
- 新市場・新販路開拓
- 異分野・農商工連携
- 地域資源の活用 等

③ 業界全体の改善発達

- 業界全体の技術水準の向上
- 業界の地位向上
- 取引条件の改善
- 業界内外の実態把握と対応策策定 等

④ 要望・意見等の実現

- 建議・陳情による政策面からの環境改善
- 新たな支援施策の実現 等

中小企業組合数（平成30年3月末 全国中小企業団体中央会調べ）

事業協同組合	28,730	商工組合	1,163
事業協同小組合	4	商工組合連合会	50
火災共済協同組合	6	商店街振興組合	2,498
信用協同組合	151	商店街振興組合連合会	114
協同組合連合会	633	生活衛生同業組合	572
企業組合	1,791	生活衛生同業組合連合会	16
協業組合	763	生活衛生同業小組合	3
合 計			36,494

◆ 組合と会社等の相違

事業協同組合等の組合（中小企業組合）を設立しようとする場合には、「組合」と「会社」など他の組織との相違を十分理解することが必要です。

現在我が国には、様々な法人形態があります。その代表的なものをみると、営利法人としての「会社」、公益法人としての「公益社団法人」と「公益財団法人」、特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする「NPO(特定非営利活動法人)」、そして営利法人と公益法人の中間に位置づけられる中間法人としての「組合」があります。更に、株式会社と同様に設立できる「一般社団法人」と「一般財団法人」があります。

ここで、中小企業組合の代表的なものである「事業協同組合」と「株式会社」についてその違いを見ることとします。

第1に、株式会社は“資本”を中心とする組織であるのに対し、事業協同組合は組合員という“人”を組織の基本としています。株式会社の場合は出資の制限はありませんが、事業協同組合の場合は、組合員は出資をすることが求められたうえで、平等の原則を保持するため1組合員の出資は出資総額の1/4までという制限があります。

第2に、株式会社は営利活動を通じて利益を上げ、株主にそれを配当することを目的としていますが、組合は組合員が組合の共同事業を利用することにより自らの事業に役立てていくことを目的としています。このため共同事業の利益については、組合員の利用分量に応じた配当が主となっており、出資配当にも制限があります。株式会社にはこうした制限はありません。

第3に、議決権及び選挙権は、株式会社では株式数に比例したものとなり、多数の株式を持つ株主の意向により運営されますが、組合は出資額の多寡にかかわらず1人1票です。

第4に、株式会社は資本の論理に基づく経済合理性を追求しますが、組合は相互扶助の精神に基づき、人間性を尊重し、不利な立場にある組合員の経済的地位の向上を図るための組織です。ここでいう相互扶助とは、組合員が協同して達成すべき目標を掲げ、そのために必要な共同事業を行い、各組合員がこれを利用することによってそれぞれの価値の創造と利益の増進を図ることをいいます。

NPO(特定非営利活動法人)については、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが求められており、実施する事業も保健・医療又は福祉の増進等20の事業分野に限定されています。また、公益性重視の観点から情報公開が義務付けられています。

一般社団法人及び一般財団法人は、一般社団・財団法人法に基づき、許可を要しない登記による設立が可能です。また法人による自主的・自立的運営が可能で、かなり自由に事業活動を行えますが、税制面の優遇措置はありません。なお、利益が生じた場合でもこれを配当することはできません。

どのような組織形態を選択するかは、その構成員と事業目的によりますが、単に設立が容易そうだからといった観点で選択をするのではなく、その業界や構成員にとって中長期的に活用できるとともに、各種支援機関等からの支援の有無等を考慮し、最適な組織形態を選択してください。

最近の中小企業組合等連携組織の動向

中小企業組合は、中小企業経営の効率化や経営革新等を推進し、サポーターリングインダストリー（ものづくり基盤技術）や地域経済の核となるなど国民経済の発展のうえで重要な役割を担っていることから、中小企業組合等に対する連携組織に関する法律が施行されています。

【新連携】

近年では、中小企業が事業の分野を異にする事業者（中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO等）と連携し、技術、マーケティング、商品化等の経営資源を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取り組み（「新連携」）を支援するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」が平成17年4月に施行されました。

同法に基づき、2以上の異分野の中小企業が連携し新たな事業活動に取り組む「異分野連携新事業分野開拓計画」が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できます。

また、同法に基づき、中小企業者が経営の向上を目指して、①新商品の開発や生産、②商品の新たな生産や販売方法の導入、③新サービスの開発や提供、④サービスの新たな提供方法の導入等新たな事業活動に取り組む場合にも、「経営革新計画」を作成し承認を受けると、低利融資や信用保証の特例等の各種支援施策が利用できます。

【地域資源の活用】

各地域の強みである農林水産品、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の3類型からなる地域資源を活用して新商品の開発等の事業を行う中小企業を支援するため、「中小企業地域資源活用促進法」が平成19年6月に施行されました。

同法に基づき、中小企業者が単独又は共同で、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発・市場化を行う「地域産業資源活用事業計画」が認定されると、補助金、低利融資等の各種支援施策が利用できます。

【農商工連携】

中小企業者と農林漁業者が連携して行う事業活動を支援するため、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」が平成20年7月に施行されました。農商工連携とは、「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」です。

農商工連携に適した組織体として「中小企業組合」があります。

中小企業組合は、同法に基づき、中小企業者と農林漁業者が共同で作成した農商工等連携の事業計画が経済産業局から認定されると、信用保証制度の別枠化、金融措置（無利子・低利融資、信用保険の特例）補助金の申請等の各種支援施策が利用できます。

【小規模企業振興基本法】

平成26年6月に「小規模企業振興基本法（小規模基本法）」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小規模企業の振興の基本原則として、小企業者（製造業は従業員5人以下）を含む小規模企業者（製造業は従業員20人以下）について、中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置付けること、そして、小規模企業施策について5年間の基本計画を定め、政策の継続的・一貫性を担保する仕組みを作ることが規定されました。

具体的には、小規模企業者による①需要に応じたビジネスモデルの再構築、②多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出、③地域のブランド化・にぎわいの創出等を推進すべく、これらに応じた基本的施策を講じることとなっています。

2. 組合設立の手順、管理・運営

組合設立の手順

組合を設立するためには、行政庁の認可を受けるなど一定の手続きが必要となります。組合設立の手続きは、組合の種類によって若干異なりますが、概ね次のような手順で設立発起人が中心となって行います。

STEP1 設立発起人の選定

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合又は企業組合を設立する際、その設立する組合の組合員になろうとする4人以上（※）が設立発起人となって設立行為を行うこととなります。

※企業組合については、特定組合員（法人等）も加入することができますが、設立発起人は個人から選出する必要があります。

STEP2 創立総会の開催公告

発起人は、設立について同意した者を集めて創立総会を開かなくてはなりません。創立総会を開催するには、開催日の2週間前までに創立総会の開催日時、場所及び組合の定款（案）、当日の議題等を発起人が公告する必要があります。

創立総会では、定款の承認、事業計画及び収支予算の設定等、組合設立に必要な事項を議案として諮り決定します。それぞれの議案について必要な資料の準備を行うこととなります。

STEP3 創立総会、第1回理事会開催

創立総会は、組合員となる資格を有する者で、創立総会開催の当日までに発起人に対して設立の同意をした者の半数以上が出席（代理出席も含みます。）することが要件です。また、議案の決定は総議決権数の3分の2以上の賛成が必要となります。発起人から提出された議案について創立総会にて修正することは可能ですが、定款のうち「地区」及び「組合員たる資格」に係る規定についての修正はできません。

創立総会において理事・監事が選出された後、第1回理事会を開催して定款に定めた理事長、副理事長、専務理事等を互選し、創立総会・理事会終了後は、ただちに開催日時・場所、経過の要領及びその結果、議長の氏名等を記載した議事録を作成します。

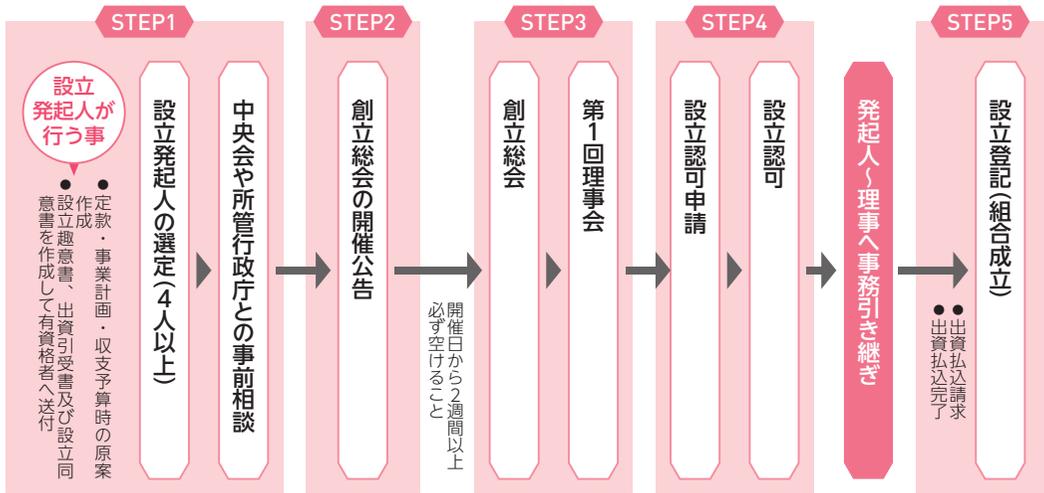
STEP4 設立認可申請

発起人は、創立総会終了後遅滞なく設立認可申請に必要な添付書類を作成して、所管行政庁に提出することとなります。なお、設立認可申請書類の提出先の行政庁は、組合員の事業、組合が定款に定める地区等によって異なります。

設立認可があった後は、発起人は理事に事務を引き継ぐこととなります。

STEP5 設立登記（組合成立）

発起人から引き継ぎを受けた理事は、出資の払込みを請求し、払込が完了した日から2週間以内に主たる事務所の所在地において設立の登記を行います。この登記を行った日が組合の成立年月日になります。



詳細は中小企業団体中央会までお問い合わせください。

組合の管理・運営

組合の意思決定や業務の執行を行うための組織には、総会、理事会等の機関が定められているほか、必要によって委員会・部会などの任意の機関を設けることもできます。一般的な組織は次のようなものです。



※組合員数が1,000人を超えない組合の場合は監査の範囲を会計に限定できます。

総会（総代会）

総会は、組合の基本的事項を決定する最高意思決定機関です。

総会の決定事項は、理事の業務遂行や組合員の行為をすべて拘束しますので、組合の機関のなかでは最高の意思決定機関です。

総会の議決は組合員の利害に直接影響します。したがって、総会の運営は、形式的な審議にならないよう、十分議論を尽くすとともに、相互の意思疎通を図るよう努める必要があります。

【総会】

総会は通常総会と臨時総会があり、通常総会は毎事業年度1回、定款で定められた方法により開催します。臨時総会は必要に応じていつでも開催することができます。

【総代会】

総代会は、組合員総数が200名を超える場合（企業組合と協業組合を除く。）において、定款の定めにしたがって設置することができる任意の機関です。総会に代わる組合の最高意思決定機関で、組合員の中から選挙において選ばれた総代によって構成されます。総代会の開催については、総会の規定が準用されますが、組合の解散・合併、事業の全部の譲渡については議決を行うことができません（共済事業を行う組合を除く）。

① 総会（総代会）の権限

組合の管理・運営等の基本的な事項は総会（総代会）で決定し、業務遂行に関する具体的な事項は理事会で決定します。総会（総代会）の議決事項には、法律によって定められている事項（法定議決事項）と、定款によって任意に定めることができる事項（任意議決事項）がありますが、主なものは次の通りです。

（法定議決事項）

- | | |
|--------------------|----------------------|
| イ. 定款の変更 | ロ. 規約及び共済規程の設定・変更・廃止 |
| ハ. 事業計画・収支予算の設定・変更 | ニ. 経費の賦課・徴収方法 |
| ホ. 組合員の除名 | ヘ. 役員選挙又は選任 |
| ト. 役員解任 | チ. 決算関係書類の承認 |
| リ. 解散・合併の承認 | ク. 組織変更計画書の承認 |
| ル. 出資一口の金額の減少の決定 | |

（任意議決事項）

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| イ. 取引金融機関 | ロ. 借入金残高の最高限度 |
| ハ. 1組合員に対する貸付金・債務保証残高の最高限度 | ニ. 加入金の額 |
| ホ. 手数料・使用料の率・額 | ヘ. その他、理事会で必要と認める事項 |

② 総会（総代会）の開催及び運営方法

総会（総代会）では、招集通知で組合員に予め通知した議案について審議します。ただし、定款で定めれば、緊急議案についても議決できますが、この場合、代理人は議決に加わることはできません。

総会（総代会）終了後は、議事録を作成し、保管する必要があります。また、所管行政庁への各種届出、登記等の事務処理事項が発生しますのでご注意ください。

（招集方法）

総会（総代会）の招集は、基本的には会日の10日前までに日時、場所及び会議の目的（議案）を組合員に通知し、併せて決算関係書類、事業報告書、監査報告を添付して行わなくてはなりません。通常、代表理事が理事会の議決を経て招集します。

（議決方法）

- **普通議決**：出席者の過半数で決めます。可否同数の場合は議長に可否の決定権が与えられます（ただし、協業組合の場合は議長に決定権がないため否決となります）。
- **特別議決**：重要事項（定款の変更などの組織の基本に触れるものなど）は組合員の半数以上が出席し、3分の2以上の多数で決めます。協業組合の場合、全員が出席し、全員の同意により決する事項もあります。

【理事会及び監事】

理事会は、理事全員で構成し、総会で決定すべき事項を除いて、業務に関する一切の事項を決定する権限をもっています。

また、理事会で決定した業務を実際に行うのは代表理事ですが、代表理事が理事会の決定のとおり正しく業務を遂行しているかどうかを監視することも、他の理事の重要な役割の一つとなっています。

① 理事会の議決事項

理事会は、総会の権限以外の業務に関する一切のことを決定する権限をもっていますが、議決事項としては、次のようなものがあります。

- イ. 総会において決定した業務の執行と執行細目の決定
- ロ. 総会の招集と総会への提出議案の決定
- ハ. 代表理事の選任（副理事長、専務理事等の選任を含む）
- ニ. 組合員の加入の承認（協業組合の場合は、総会付議事項）
- ホ. 持分譲渡の承認
- ヘ. 理事の自己契約・利益相反取引の承認
- ト. 委員会など理事会の諮問機関等の承認
- チ. 参事・会計主任の選任・解任

② 理事会の開催及び議事運営

理事会は、必要に応じ何時でも開催でき、理事の過半数の出席により成立します。

理事会の議長は、総会の場合と異なり議決に加わることはできませんが、可否同数の場合の決定権はありません(可否同数の場合、その議案は否決されたことになります)。また、審議しようとする議案と利害関係をもっている理事は、その議案の議決に加わることはできません。

(招集方法)

原則として会日の1週間前までに全理事に通知して行いますが、全理事の同意がある場合はこの招集手続きを省略することができます。招集は通常、代表理事が行います。

(議決方法)

出席者の過半数の賛否によって決めます。なお、理事は書面によって議決に加わることは認められますが、代理人の出席は認められませんので注意が必要です。

③ 監事の権限

監事は会計に関する監査を行うとともに、原則として理事の業務執行についても監査を行います。ただし、監事の権限は組合の規模や定款の規定によって異なります。

組合員が1,000人を超えない場合は、定款の規定により監査の範囲を会計に限定することができます。また、組合員数が1,000人を超える組合については、組合運営の状況を適確に把握すべきとの考えから、監事のうち1人以上は組合員の役員や使用人以外の者とすることが義務付けられています。

【登記】

登記は、権利等に関する一定の事項を公簿に記載し、これを社会一般に公示することで、取引関係を持つとする第三者に対して権利又は法律関係の内容を明らかにし、不測の損害を防ぐことを目的としています。

組合に関する登記のうち、頻度の高いものとしては、以下のものがあります。

イ. 主たる事務所移転の登記

主たる事務所を移転した場合は、変更の登記が必要です。最小行政区画が変更になる場合には、総会の特別議決により定款を変更したうえで、所管行政庁の認可があった日から2週間以内に変更の登記が必要となります。

ロ. 代表権を有する者の変更（代表権者の氏名、住所及び資格）

2週間以内に変更の登記が必要です。重任された場合でも、変更の登記（重任登記）が必要となりますので注意が必要です。

3. 組合の種類と主な事業

組合には様々な種類があり、それぞれの根拠法に基づいて設立され、また運営することが義務付けられています。組合の機能や役割から設立の際に制限が付されている場合や、構成員の業種に制限がある場合等がありますので十分ご注意ください。

◆ 組合等の種類と特徴

【事業協同組合】

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合です。中小企業の組合制度の中でも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されています。

【事業協同小組合】

組合員となることができる資格が、従業員5人以下（商業・サービス業は2人以下）の事業者に限られていることが特色で、実施する事業等は上記の事業協同組合と同様です。

【信用協同組合】

組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受け入れ及び資金の貸付等の金融事業を行う事を目的としている組合で、中小企業の資金需要に応えるための事業を実施しています。

【協同組合連合会】

同一の資格事業による組合（企業組合を除く）同士が組織する連合体です。より広域的な活動を行うことで、単独で行うよりも更に大きな効果が期待できるような共同事業（例えば、共同宣伝、共同購買、情報提供、人材育成、共済事業等）を実施します。

【企業組合】

個人事業者や勤労者などが4人以上集まり、それぞれの資本と労働を組合に集約し、あたかも一つの企業体となって事業活動を行う組合です。他の中小企業組合と異なり、事業者に限らず勤労者や主婦、学生なども組合員として加入することができ、その行う事業が限定されないことから、小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や安定した自らの働く場を確保するのに適しています。

企業組合は、組合員が共に働くという特色をもっており、原則として組合員の2分の1以上が組合の事業に従事しなければなりません。更に、組合の事業に従事する者の3分の1以上は組合員であることが必要です。個人以外に組合事業をサポートする法人等も一定の条件のもとで特定組合員として加入できます。

近年は、企業組合が子育て支援や介護・福祉、街づくり、高齢者の社会参加等の分野で活躍していることから、「ソーシャルビジネス」としての機能が注目されています。

また、企業組合の形態として、通常の企業のように事業場を集中させて事業を行う「集中型」と、各個人事業者が従来営んでいた事業場を、組合の事業場としてそのまま継続して運営する「分散型」があります。

【協業組合】

組合員になろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業の全部又は一部を組合に統合し、経営規模の適正化、技術水準の向上、設備や経営の近代化・合理化を進め、生産・販売能力の向上などを図ろうとする組合です。

協業組合の形態には、組合員の事業の一部分を統合する「一部協業」と、事業の全てを統合する「全部協業」があります。どちらの場合も組合員は必ず小規模の事業者（定款に定めれば組合員総数の4分の1以内まで大企業者を加入させることが可能）でなければならず、組合に統合した事業については原則として、個々の組合員は事業として行うことができなくなります。また、この組合の特色として出資額に応じて議決権に差を設けることや、新規組合員の加入を制限することもできます。出資額についても、組合員1人で出資総口数の50%未満まで持つことも可能です。

【商工組合】

事業協同組合が共同経済事業を実施することにより、組合員の経営の効率化と経済的地位の向上を図ることを主な目的としているのに対し、商工組合は業界全体の改善・発達を図ることを主目的に同業者によって設立される組合です。業界を代表する同業組合的性格を有していることから、設立に当たっては、組合の地区は原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員となるものでなければならないこと等の設立要件があります。

また、商工組合の組合員は、原則として中小企業者ですが、一定の条件のもとに大企業も組合員になることができます。

商工組合が行う事業には、法律によって以下のものが規定されているほか、出資商工組合の場合は、小規模の事業者を対象として、事業協同組合と同様に共同経済事業等を実施することが可能です。

- 組合員の資格事業に関する指導及び教育
- 組合員の資格事業に関する情報又は資料の収集及び提供
- 組合員の資格事業に関する調査研究

- 組合員の資格事業に関し、組合員のためにする組合協約の締結

このほか、環境リサイクル、安全問題等への対応など、商工組合が自主的に実施している事業も増加しています。

【商工組合連合会】

各県域等で設立された商工組合を会員とする商工組合の連合体で、中小企業者が営む事業の改善発達等のための諸事業をより広範囲かつ総合的に展開します。

【商店街振興組合】

小売商業又はサービス業を営む事業者等が商店街を中心として設立するもので、商店街の活性化を目指して街路灯、アーケード、カラー舗装、共同駐車場等の誘客・来街のための環境整備や文化教室、集会場などのコミュニティ施設の設置を行います。また、共同宣伝、共同売出し、ポイントサービスや商品券の発行等の共同事業も積極的に実施されています。

商店街振興組合は商店街を中心とした街づくりを行うため、設立する際には次の要件を満たさなくてはなりません。

- 小売商業又はサービス業を営む事業者30人以上が近接して商店街を形成している地区（町村地区を除く）であること。
- その地域内で組合員となれる資格を有する者（定款で定めれば非事業者であってもその地域に居住している者は組合員になれる）の3分の2以上が組合員となり、更に全組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業を営む事業者であること。

【生活衛生同業組合】

飲食、美容、理容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民の生活衛生に特に関係の深い業種の事業者によって組織される組合で、現在18業種が営業指定されています。適正な衛生管理や衛生施設の改善向上を図るための指導的な事業を主体に、技能の改善向上、技能者の養成といった事業のほか、必要に応じて営業方法の取り決めや営業施設の配置基準の設定等の事業を行います。

【有限責任事業組合（LLP）】

LLPとは、「Limited Liability Partnership」の略で、民法上の任意組合と株式会社のそれぞれの長所を取り入れた組織形態として、企業同士のジョイント・ベンチャーや研究開発等に活用されています。

有限責任事業組合制度には、有限責任制、内部自治原則、構成員課税制度という3つの

特徴があります。「有限責任制」とは、従来の民法組合では出資者が全員無限責任を負うのに対し、有限責任事業組合では、出資者全員が株式会社と同じように有限責任であることを意味します。「内部自治原則」とは、出資者自らが経営を行うので、組織内部の取り決めを自由に決めることができることを意味します。「構成員課税制度」とは、有限責任事業組合には課税されずに、出資者に直接課税されることを意味しています。

【合同会社（LLC）】

LLCとは、「Limited Liability Company」の略で、「有限責任社員」のみで構成され、「組織の内部自治」が認められる新たな会社類型として、LLPとともに創業やジョイント・ベンチャーなどでの活用が期待されています。

【一般社団法人】

非営利団体を対象とした法人制度の一つであり、営利を目的としない団体（人の集まり）であれば、一般社団法人として法人化できます。

「非営利」「営利を目的としない」とは、社員（団体の構成員）に対する剰余金の分配を行わない、株式会社の株主配当に相当することを行わないという意味であり、収益事業を行い利益を得ることや、役員報酬・従業員給与を支払うことなどは、営利を目的としないことに反しません。

【一般財団法人】

一般財団法人は、事業目的に必ずしも公益性がなくとも構いません。公益性があるとは、不特定かつ多数の人の利益を増やすことを目的としているということです。個人や特定のグループのみの利益を目的としていないということであれば個人の利益を追求することも可能です。

【NPO（特定非営利活動法人）】

NPOとは、「Nonprofit Organization」の略で、「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるために、「民間非営利組織」と訳します。

「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」となっています。

【参考】

〈火災共済協同組合〉

火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共済事業を行うことを目的とした組合でしたが、中小企業等協同組合法の改正により平成26年4月からその分類が廃止されました。

◆ 主な事業の種類

● 共同生産・加工事業

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化などが可能となります。共同施設の設置には、高度化融資制度の活用や商工中金等からの融資のほか、国等からの支援策も充実しています。

● 共同購買事業

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。製造業をはじめ卸・小売業、運送業やサービス業の組合に至るまで比較的幅広く実施されています。これにより、仕入先等との交渉力が強化され、仕入れ価格の引下げ、代金決済などの取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化等が図られる等、組織化のメリットが比較的实现しやすい事業といえます。

● 共同販売事業

取引環境が変化する中で、いかに新たな販路や市場に対応していくかが課題となっています。この事業は、組合員が製造した製品等を組合がまとめて販売等を行う事業です。これによって販売価格や決済条件などの取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等が図れます。近年は、インターネットを活用した共同販売も広く行われています。

● 共同受注事業

国内市場の縮小、公共事業の縮減等で多くの中小企業が受注の確保に苦慮しています。この事業は、組合が窓口となって注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品する事業で、場合によっては、組合員に斡旋する形態もあります。官公需適格組合が実施している行政等からの官公需共同受注事業が代表的なものです。これにより、大口の発注や大型の工事等を受注することが可能になるほか、取引条件の改善が可能になるといったメリットが得られ、組合員の技術力の向上にも繋がります。共同受注を成功させるためには、いかに積極的な営業活動等を組合が実施できるかにかかっていると看做す過言ではありません。

●市場開拓・販売促進事業

この事業は、前述の共同販売事業や共同受注事業と連動して行われることが多く、組合員の製品や取扱商品の販路拡大、新たな市場開拓等を目指して行われます。個々の企業では知名度を高めることは大変ですが、組合が中心となってブランド化を進め、全国規模でのPRを展開することも可能です。実施形態としては、展示会の開催・出展、共同での広告宣伝、共同売り出し、商店街のポイントサービスやクレジット事業等が代表的なものです。

●研究開発事業

企業の発展のためには常に新たな製品や技術の開発、生産工程の改善等が不可欠です。この事業は、中小企業個々では困難な調査研究や研究開発を組合が共同で実施するもので、組合が直接実施する場合や、大学や公的な試験研究機関に依頼して実施する場合があります。産・学・官の連携による研究開発も広く行われており、特に、ものづくりや農商工連携、地域資源を活用した新製品開発等の分野では国等からの支援策も充実していることから、組合として積極的に取り組むことが望まれます。

●人材養成事業

人材は、企業経営の根幹をなすものです。企業・組合・業界を発展させるには、人材を育成せずには成し遂げられません。組合が実施する人材育成事業は、組合員とその後継者、組合員企業の従業員等を対象として実施するもの等様々ですが、計画的・体系的な教育研修を実施することが必要です。実施に当たっては、技能検定制度を活用するなど業界における技術・技能の向上を目指し、従業員等の意欲の向上を図っていくことが重要です。

●情報提供事業

組合員の経営に役立つ市場等の情報、技術情報、関連業界の情報等を収集し、組合員に提供する事業です。近年は「情報」が重要な経営資源と考えられているため、組合や業界の情報を広く発信していくことが重要です。

●金融事業

事業資金の確保は、常に中小企業者の経営上の大きな課題です。金融政策は、国等が実施する経済対策の大きな柱となっています。組合が行う金融事業は、組合員に対する事業資金の貸付、手形の割引、又は金融機関に対する債務保証等の形態で実施され、必要な資金を組合が借り入れて転貸するケースや、組合の斡旋により組合員が直接借り入れるケースがあ

ります。また、組合員が顧客や仕入先等と取引する場合、組合がその債務を保証する事業も行われています。

● 共同労務管理事業

組合員企業の従業員の確保・定着あるいは能力開発等、組合員が行う労務管理の一部を組合が代わって行う事業です。これにより福利厚生等の労働条件、安全衛生、作業環境の改善が図れるほか、従業員の定着率や技術・技能の向上が図れます。

● 外国人技能実習生受入事業

協同組合が監理団体となって技能実習生を受入れ、実習実施機関である組合員企業で研修を行うことで、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として行われるものです。職業紹介事業の許可等、事業実施に当たっては一定の要件が必要ですのでご注意ください。

● 福利厚生事業

組合員の生活面の向上を図るための事業で、健康診断、慶弔見舞金の支給、親睦旅行、レクリエーション活動等があり、組合員の融和、参加意識の向上等に必要不可欠です。なお、慶弔見舞金等で10万円を超える金額を支払う場合には、名称にかかわらず共済事業に該当しますのでご注意ください。

● 環境変化に対応する新たな事業

地域の中小企業が生き残っていくためには、新技術や新製品の開発、海外市場等への積極対応、地球環境問題への対応等が避けて通れないものとなっています。こうした状況の中で、組合としても組合員の新たな戦略展開をバックアップする事業活動の展開が求められています。特にインターネットを活用した共同販売等の情報戦略、地域ブランドの開発と発信、海外市場調査、ものづくり技能の承継等は喫緊の課題であり、組合としてさらなる積極的な対応が望まれます。

大分県中小企業団体中央会による組合設立支援事例

大分県中小企業団体中央会（以下「大分県中央会」という。）では、「小規模事業者連携促進事業」等を活用した組織化推進を行っており、現在に至るまで多くの支援を行ってきました。ここでは、大分県中央会が設立を支援した企業組合すずかけの事例をご紹介します。

企業組合すずかけ（組合員4人）

抱えていた
課題問題

大分県の豊後大野市は県内有数の畑作・農業地帯であり、県内外の様々な品種の苺栽培も行われているが、生産・出荷は冬～春季が主であることから、夏場における売上低迷と供給力の減少が大きな課題となっていた。



赤嶺代表理事

平成27年8月

建設業を営んでいた代表理事・赤嶺氏が心機一転、苺農家に業種を転換。大分県中央会の支援を得て、各種補助金・支援施策を活用し、地元農家の組織化を実現。

大分県中央会による支援のきっかけ

平成17年に苺の生産と苺農園をスタートさせた代表理事・赤嶺氏だったが、当初より経営上のリスクとなったのが、夏季における収穫量・出荷量の減少であり、その期間の売上は苺を加工したジャムの製造・販売のみに頼らざるを得なかった。

そうした中、苺やジャム製品を納入していた「道の駅」にて、地域の農業関係者とその組織化支援等に取り組む大分県中央会指導員と知り合い、農



企業組合すずかけのメンバー

家経営の課題等を相談するようになった。その過程で各種補助金や支援施策の活用、また農家組織化等が経営課題解決に有効なことを知り、第一のステップとして県の支援事業を活用した。その結果、苺加工品のパッケージデザイン変更等を実施することが可能となり、念願だった急速冷凍庫と加工機械の取得、そして組合製品の販売促進に大いに役立った。

企業組合の設立へ

夏季にも苺加工品を出荷できる急速冷凍庫等の活用によって、苺の長期保存や加工も容易になったことから、夏場でも従来のジャム製品に加えて、新たに冷凍苺の製造・販売にも取り組み、年間売上や生産量の平準化に寄与できた。さらに大分県中央会指導員の助言もあり、こうした取組みは近隣農家が共通に抱えている経営リスクの低減にも有効なこと、また地元農業の発展にとって、経営資源の補完や人的連携の重要性を改めて認識。組

合組織の設立は初めての経験だったが、大分県中央会指導員の伴走サポートのもとに、親交のある農家の協力と参画を得て、平成28年7月に「企業組合すずかけ」を設立した。

◆ 組合事業のスタートとその後の展開

組合設立と同時に冷凍苺とアイスクリームの製造・販売に組合事業として着手。また、原材料である苺等も組合員から安価かつ安定的に調達できるため、量産体制の早期確立と材料コストの抑制化も実現できた。

当初、組合製品の販売は限られた「道の駅」で販売を開始したが、安全な県産品であることや（他の類似製品と比べて）苺果肉を贅沢に使用していること等が好評を得て、学校給食センターにも組合製品を納入できるまでに成長した。

他方、アイスクリーム等は納入先において専用の冷凍什器が必要となるために、「組合製品を販売したくても負担が大きい」との声が各所で聞かれるようになったことから、それまで加工が困難だった地元産のさつまいも「紅はるか」を使用したフライチップスを新たに開発。素材の甘みを活かしたシンプルな味付けに加えて、車のドリンクホルダーにも立て置き可能な包装スタイルを選択したことも追い風となり、サービスエリアを中心に需要が拡大。現在は県内大手百貨店でも販売される等、苺加工品と並ぶ組合の看板製品となった。

販路開拓に関しては、大分県中央会による支援の効果も大きく、一例として、大分県菓子工業組合との商談・事業提携を取り持つ等、中央会組織の保有する多様な業種、事業者との繋がりを活用して組合事業の発展に貢献している。



紅はるかのフライチップス等組合製品

● 大分県中央会による支援事業の活用

今年度（平成29年）は、大分県中央会が県内小企業者組合に対して実施する「取引力強化推進事業（全国中小企業団体中央会補助事業）」の採択を受け、さつまいもチップスの賞味期限を延長できる高遮光性3層フィルム素材の開発に尽力。これにより、在庫調整の円滑化や県外販売も可能となることから、製品の訴求力アップが一層期待される。

◆ これからの展望について

今後は組合事業や製品のさらなる認知度向上のために、将来的なWeb通信販売も視野に入れた組合ホームページの作成に取り組む。また、近年は食品衛生管理の国際標準化の流れから、加工食品の成分表示義務も厳格化されており、農業関係者の負担も増大しているため、当組合が情報や設備等に乏しい近隣農家を支援する役割を担っていくことで、地元農業の振興と発展に寄与していきたいとしている。

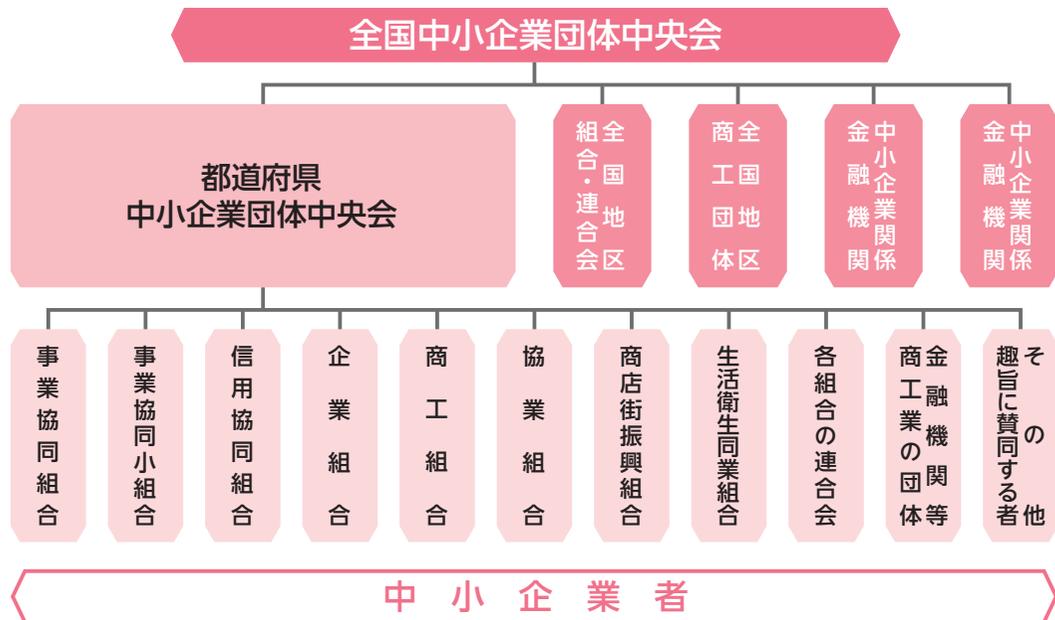
4. 中小企業団体中央会の活動

中小企業団体中央会とは

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別認可法人で、各都道府県に一つの中央会と全国中小企業団体中央会により構成されています。中央会の主な目的は、中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことにあります。

中央会では、組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業連携組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など中小企業の様々な経営問題についても相談に応じています。

また、組合等のために各種助成事業による支援を行っていますが、その経費の一部については国と地方公共団体から補助を受けていることから、国や都道府県の中小企業担当部課と十分連絡をとりながら事業を進めています。



※火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法の改正により分類が廃止され、事業協同組合に含まれました。

【中央会が展開する支援】

中央会が中小企業と組合のために実施している事業は以下の通りです。

- 組合等の設立・運営に関する相談・支援
- 新連携等組合以外の連携組織の形成支援
- 小規模事業者の組織化促進

- 中小企業の経営・労務・経理税務・法律等の相談
- 組合の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別指導
- 公認会計士による会計業務等の相談
- 中小企業者及び官公需適格組合の官公需受注の促進
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録
- 組合青年部、組合女性部、中小企業組合士（協）会の活性化支援
- 機関誌・インターネットなどによる情報提供と連絡
- 中小企業振興対策の建議・陳情・請願
- 中小企業PL保険制度、業務災害補償制度等の普及啓発
- インターネットによる中小株式会社の計算書類公開支援
- 中央会電子認証サービス
- 中小企業組合等への各種助成
- 小企業者組合等への各種助成

【中央会加入のメリット】

全国中小企業団体中央会と都道府県中小企業団体中央会には合わせて、2万6千を超える組合等が加入しています。中央会の会員になると、中央会の指導員が日常的に事業活動のお手伝いをするほか、様々な支援策を利用することができます。

また、年間を通じて情報の提供及び資料の配布が受けられるほか、業界相互の交流、情報交換を図ることもできます。

- 組合運営上の問題等をいつでも気軽に相談できます。
- 各種助成策や業界団体向けの情報を速やかに入手できます。
- 中央会の会員になることで対外的な信用力が高まります。
- 中央会を通じて行政機関等に業界の要望を建議・陳情できます。
- 中央会の推薦を受けた会員組合は関係省庁及び中央会から表彰を受けることができます。
- 中央会独自の各種共済・保険を割引価格でご利用になれます。
- 中央会が主催する各種会合・交流会に出席することで様々な業界団体と交流が図れます。

5. 組合に対する支援策

金融・税制支援

中小企業組合は、中小企業経営の効率化や経営革新等を推進し、サポーターリングインダストリー（ものづくり基盤技術）や地域経済の核となるなど国民経済の発展のうえで重要な役割を担っていることから、国や都道府県等は中小企業組合に対して各種の助成策を講じています。

【金融上の助成】

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は、「株式会社商工組合中央金庫法」に基づく、政府と中小企業組合との共同出資による政府系金融機関です。

融資の対象は、原則として同金庫に出資している中小企業団体とその構成員である組合員に限られており、組合の資金面での大きな支えとなっています。商工中金は、本店をはじめ全国各地・海外に店舗等を設けているほか、小口資金の利用希望者のため信用組合等が代理店になっています。

貸付資金	<ul style="list-style-type: none"> ・組合事業のための設備資金及び運転資金 ・組合が借り受けて組合員に貸し出すための資金 ・組合員が商工中金から直接借り受ける資金
貸付期間	・原則として設備資金15年以内、運転資金10年以内
貸付限度	・個別に決定、商工中金窓口にお問い合わせください。
貸付利率	・金融情勢により変更がありますので、商工中金窓口にお問い合わせください。

● 中央会推薦貸付制度

商工中金では中央会から推薦を受けた組合及び組合員の方々を対象とした中央会推薦貸付があります。具体的な貸付制度の概要は下記の通りです。

貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中央会並びに商工中金が定める支援対象テーマ（※）に取り組む組合・組合員で、中央会から推薦された者 ※具体的な支援対象テーマ ①新設組合支援 ②ものづくり支援 ③地域資源活用支援（農工商連携を含む） ④女性・子育て支援 ⑤環境対策支援 ⑥BCP支援 ⑦事業承継支援 ⑧再生可能エネルギー活用支援 ⑨海外展開支援 ⑩組合間連携支援 ⑪協業化促進支援 ※上記以外にも支援対象テーマが設定される場合があります。詳しくは最寄りの商工中金窓口にお問い合わせください。
資金使途	・設備資金、運転資金
貸付期間	・商工中金所定の審査によります。
貸付限度	・100百万円（貸付金額は商工中金所定の審査によります）
貸付利率	<ul style="list-style-type: none"> ・商工中金所定の貸出利率－0.3%（固定金利）ただし、貸出期間5年超については、長期プライムレートを下限とします。 ※支援対象テーマ⑧再生可能エネルギー活用支援については貸付限度・利率などが異なりますので最寄りの商工中金窓口にお問い合わせください。
担保	・商工中金所定の審査の結果、必要となる場合があります。
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・（組合への融資の場合）原則、組合役員 ・（組合員への融資の場合）原則、代表者1名
期限前返済	・可能です。但し、期限前返済手数料が発生する場合があります。

● 高度化資金の融資

中小企業の経営基盤を強化するためには、工場や店舗等の近代化を進めるとともに、共同事業を通じてコストの縮減や新たな事業活動を行っていくことが必要です。このため、独立行政法人中小企業基盤整備機構では、中小企業者が組合を設立し共同して経営基盤の強化を図るため、工場団地、卸団地、ショッピングセンターの設置、商店街の近代化等の事業に対して、都道府県と一体となって、資金及びアドバイスの両面から支援する「高度化融資制度」を運用しています。

● 中小企業が実施する事業の例

1. 市街地などに散在している中小企業者が、まとめて立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する形態（集団化事業）
2. 商店街の小売業者が共同で、老朽化した店舗の建て替えなどを行うとともに、アーケード、カラー舗装、駐車場等の整備を街ぐるみで行うものや工場などが集積している区域を整備する形態（集積区域整備事業）
3. 中小企業者が、各社の事業の一部を共同で行うために共同施設を設置し、利用する形態（共同施設事業など）
4. 中小企業者である店舗が集まりショッピングセンターを、また工場を集約化して共同工場などを整備する形態（施設集約化事業など）

償還期限	・20年以内（固定金利。据置期間3年以内）
助成割合	・必要設備資金等の80%以内（小規模事業者については90%以内）
金 利	・0.45%（平成29年度）又は無利子

● 東日本大震災復旧支援

被災した事業協同組合等、中小企業等のグループが施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、中小企業基盤整備機構と都道府県が協調して、設備資金の貸付を行います。

○対象となる方（事業）

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（中小企業等のグループや事業協同組合等が復興事業計画を策定し認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・復興について補助を受けられる制度）の認定を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合
- 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸し付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合（災害復旧貸付）

【税制上の優遇】

＜法人税率の軽減＞（企業組合・協業組合は適用除外）

協同組合等は、従来より普通法人と比べて低い法人税率が適用されていましたが、平成24年4月1日から平成29年3月31日までに開始する各事業年度の所得の金額のうち、年800万円以下の金額については、更に税率の引き下げが行われています。（基本税率23.4%は平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の所得の金額に適用。平成30年4月1日以降に開始する事業年度については23.2%となる。）

協同組合等		企業組合・協業組合		
年800万円以下の所得	年800万円超の所得	出資金1億円以下		出資金1億円超
		年800万円以下の所得	年800万円超の所得	
15%	19%	15%	23.4%	23.4%

＜加入金の益金不算入＞（企業組合・協業組合にも適用）

法人税の課税対象となる各事業年度の所得を計算する場合の益金には、「資本等取引」に係るものを含まないことが定められています。

「資本等取引」とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引であり、「資本金等の金額」とは、資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額及び当該事業年度の資本金の額又は出資金の額以外の資本金等の額の増減額の合計額とを合計した金額です。このうち増加項目と増加額に、協同組合等が新たにその出資者となる者から徴収した加入金の額が含まれています。したがって、加入金は、資本等取引に係るものに該当し、益金とはなりません。また、企業組合及び協業組合は、政令で定める法人として指定されており、この適用を受けることとなっています。なお、この加入金とは、持分調整金であって、権利金的なものは含まれないことに注意しなければなりません。

＜事業利用分量配当の損金算入＞（企業組合・協業組合は適用除外）

事業協同組合等において組合の事業を利用した分量に応じて行う事業利用分量配当は、損金に参入されます。この場合の分配の基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限られ、前期以前のものは含まれません。

また、対象となる剰余金は、組合員が組合事業を利用したことによって生じた剰余金に限られ、不動産の売却益や組合事業であっても組合員の利用がないと認められる事業から生じた利益は対象になりません。

事業利用分量配当は、配当という字句が使われていますが、所得税法上の配当所得とは認められず、支払時における源泉徴収及び受領組合員の配当控除は適用されません。

一方、企業組合の従事分量配当については、損金算入が認められていません。組合員が企業組合から受ける従事分量配当は配当所得とされているので、配当にあたっては20%の源泉徴収を行う必要があります。

協業組合についても、出資配当以外の配当はすべて配当所得とされており、源泉徴収を行う必要があります。

<賦課金の仮受金経理>（企業組合・協業組合は適用除外）

教育事業及び指導事業に充てるために賦課した賦課金について、当該事業が翌事業年度に繰り越されたため剰余が生じた場合には、これを翌年度の経費に充当するため仮受金等として経理し、益金に算入しないことができます。したがって、この適用を受ける賦課金の範囲以外の賦課金は、例え賦課金の名称をもっていても適用を受けられず、また、本制度の適用を受ける賦課金でまかなうべき費用を他の事業収入等でまかない、そのために賦課金に剰余がでてその部分は仮受の対象にならないことになっています。

なお、仮受の対象となる賦課金は教育・指導事業に充てるものに限られているので、それ以外の費用に充てるための賦課金がある場合には、徴収の段階（収支予算）から区分して経理する必要があります。また、一般管理費など共通費として徴収する賦課金については、例えそのなかに教育・指導事業に係るものが含まれていてもそのままでは仮受の対象にならないですが、これを教育・指導事業に区分、配賦すれば対象となります。

◆ 補助金等の助成

中小企業団体中央会は、組合等に対して、設立や運営を支援するための助成事業を行っています。平成29年度の主な助成事業の概要は次のとおりです。

【中小企業活路開拓調査・実現化事業】

中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業組合等を中心にして新たな活路を見出すための調査研究やビジョン作成及び実現化に向けた取り組みや、組合等が情報ネットワークシステム等の開発を目指し、RFP（提案依頼書）策定等の調査研究を行う事業や情報ネットワークシステムの構築に取り組む事業等への助成をします。

本補助事業の対象となる取り組みとして、次のような例があげられます。

① 中小企業組合等活路開拓事業

- 新たな活路の開拓（取引力の強化、生産性の向上、事業の構造改善及び新たな事業分野への進出、知的資産の見える化と経営革新への対応、伝統技術・技能の継承等）
- 単独では解決困難な諸問題の解決

- 中小企業の発展に寄与するテーマ等
- 新製品・新技術の需要喚起を図るための展示会等への出展・開催

2 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

- 組合業務管理システムのクラウド化のための業務分析、基本計画の策定
- WEBサイトを活用した組合員の取り扱う製品の共同販売システムの構築のための研究
- 組合員の発注業務効率化のためのメーカー・卸間のEDI システムの開発
- 組合員店舗の広告宣伝ツールとなるスマートフォンアプリケーションシステムの開発

3 連合会（全国組合）等研修事業

- 全国地区の連合会又は全国組合等がその会員・組合員等を対象として、組合等の活路開拓に資する知識や業種別専門技術の習得のための研修。

【小規模事業者組織化指導事業】

小規模事業者の組織化を図ることを目的に、都道府県中央会を通じて助成を行う事業であり、そのうち小企業者組合等の取り組みに対する助成は次の2種類です。

1 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業

小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、他分野等との連携による技術開発等に関するフィージビリティ・スタディ（実現可能性調査）及び、フィージビリティ・スタディの結果を活用して事業化を行う場合の実証システム構築、新商品開発等への助成。

※小企業者組合：小企業者（従業員数5人（商業・サービス業2人）以下）が構成員の4分の3以上を占める組合

2 取引力強化推進事業

小規模事業者が構成員の2分の1以上を占める組合等が取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のためのホームページやチラシの作成等共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して助成。

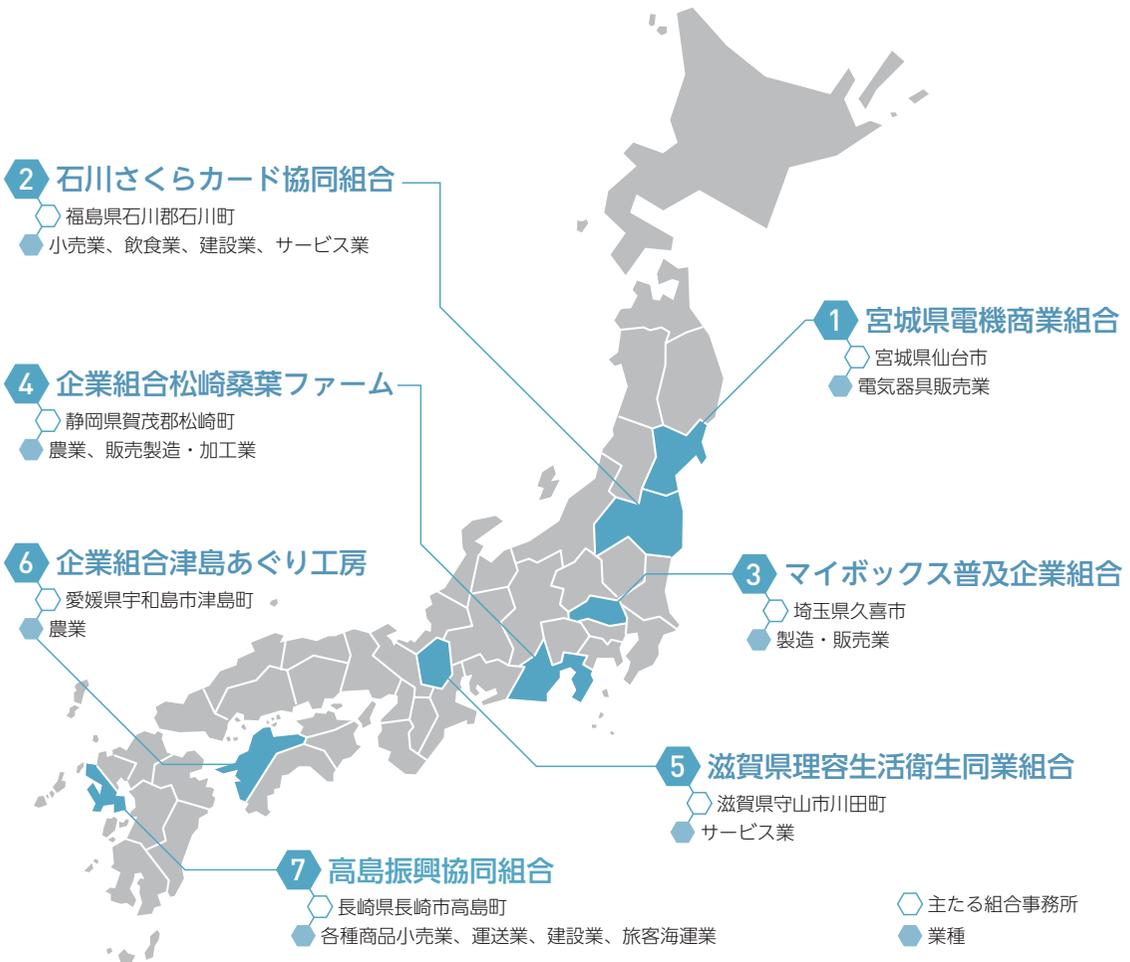
※小規模事業者：常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下

（都道府県中小企業団体中央会・全国中小企業団体中央会）

PART

2

全国で活躍する組合事例



1. 宮城県電機商業組合

お客様の笑顔と安心・安全を第一に！
～英知と努力で築こう二十一世紀の地域電機店！～

組合概要

住所	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目5-3 佐新ビル		
TEL	022-222-7846	FAX	022-222-3639
URL	http://www.chuokai-miyagi.or.jp/~densyo		
設立年月日	昭和37年6月15日	出資金	3,800千円
業種	電気器具販売業	組合員数	301名

組合のPRポイント

地域社会の一員として頼りにされる「地域に根ざした電器店、組合」を目指し、地域店の経営環境改善、メーカーの様々な制度への対応、資源の有効活用、安全問題対策等、地域住民の快適なライフワークづくりへの貢献や、地域電器店が安心して働けるために、共済制度や総合賠償保証制度に取り組んでいる。



理事長／瀬上 一

組合を設立してよかった点・メリット

まちの電器店は個人経営店が多く、メーカー縦系列の繋がりは強いが、一方目まぐるしく変化する経営や流通環境の変化への対応や情報の入手等個々の店では限界がある。しかし、組合に加入することにより、同業者の仲間が増え、情報交換・共有ができるようになった。その結果、1つのメーカーや1店舗だけでは解決できなかったことも解決できるようになり、営業力が上がっている。

事業取り組みの動機

「お客様を大切にしたい、困っているお客様を助きたい」との思いを根底に、地域電器店の存在価値を高めるため、お客様との絆が深まり、長期的な繋がりを保てるように「長期保証制度事業」に取り組んでいる。

また、宮城県では「ダメだっちゃ温暖化」を合い言葉に、地球温暖化防止に向け様々な施策を展開している。県内で課題となっている、家庭からの温室効果ガス排出削減を推進するため、まちの電器屋さんには家庭に最も近い存在であり、省エネ家電等の知識にも精通しているとの認識のもと、県からの依頼で家庭版省エネルギー診断「うちエコ診断」の推奨を始めた。

◆ 主な事業の内容とその成果

「長期保証制度事業」は、長期保証制度自体はメーカー等でも実施しているが、メーカー等に比べ、対象となる製品が多いこと、保証料が安価なこと、対応が早いこと、さらには、購入店舗が転廃業や組合を脱退した場合など、万が一のことがあっても、組合が運営していることから、他の組合員が対応出来ることが強みとなり、お客様から好評を得ている。事業開始から6年目を迎え、組合員の3分の1に当たる100店舗以上が取り扱っており、組合の財政基盤強化にも繋がっている。

県との連携事業である「うちエコ診断」を勧奨し行うことで、家電製品の即買い換えに繋がることはないが、CO₂の排出等が見えることによって、家電製品入替の一助となっている。

◆ 今後の展開

今後もまちの電器屋さんとして地域住民に信頼され、貢献していくために行っている高齢者宅無料安全点検サポーター活動の継続、アナログからデジタル放送の完全移行に伴う移動体通信基地局の有効電波利用としての700MHz帯による電波障害の調査や防止対策、メーカー等へ電波障害を起こさない製品開発への提言等を実施。個店の今後のビジネス展開に役立てるよう、業界認定資格の「スマートライフコンシェルジュ」として、家庭での上手なエネルギーマネジメント知識の習得を推進していく。

◆ 中央会との関わり

組合事務所と中央会事務所が近いこともあり、研修会等を通して様々な情報提供がされており、組合運営をはじめ、様々な相談にも乗ってもらっている。今後は、後継者への事業承継の取組みや役員研修会を行おうと考えており、組合の運営・経営に関する支援を期待している。



講習会風景



商品幹展覧会の様子

2. 石川さくらカード協同組合

ポイントカードが地域の“振興”と“つながり”を生む

組合概要

住所	〒963-7857 福島県石川郡石川町字当町258番地の1				
TEL	0247-26-7085	FAX	0247-26-7085		
URL	-				
設立年月日	平成14年5月7日	出資金	1,520千円	組合員数	76名
業種	小売業、飲食業、建設業又はサービス業				

組合のPRポイント

現在、多くの商店街や小売店で普及している通常のポイントカードの他にも、住民参加による様々な地域貢献活動への対価としてポイントを付与できる先進的なマイレージカード等の導入を図ることで、高齢化・過疎化が急激に進行する石川町の地域再生を目指している。特に行政との連携によって地域の健康増進や環境保護にも積極的に取り組み、住民が楽しみながら地域活性化にも寄与するポイントカード事業を展開している。



理事長／酒井 正喜

組合を設立してよかった点・メリット

急速に進行する商店街の衰退に歯止めをかけるため、従来それぞれ個別に活動を行っていた町内のスタンプ発行4団体を結集するかたちでポイントカード事業を軸とする組合を新たに設立。これに伴い、商店街全体としての運営・経営方針の統一が改めて図られることとなった。

事業取り組みの動機

近年、消費者ニーズの多様化や大型店との過当競争が激化しており、それに伴う顧客の流出や売上の減少等が深刻化していたことから、販売の促進、ひいては地域経済の活性化を目的にポイントカード及び商品券の発行事業を開始。また、行政との連携によるプレミアム付き商品券の発行や各種イベントも実施し、地元商店街の振興に精力的に取り組んでいる。

◆ 主な事業の内容とその成果

組合事業の核となるポイントカード事業の更なる発展と普及を目指して、平成26年に全国中央会による「ものづくり・商業・サービス革新補助金」を活用し、2種類のカードの発行と処理が可能となる新型の端末を各組合員に導入。これまでの「商店街ポイントカード」に加えて、新たに自治体や商工会、学校といった地域団体等と連携して「地域貢献カード（石川マイレージカード）」を発行し、地元住民が地域活動（エコバックの持参や空き缶回収への参加、健康診断の受診等）に参加するとポイントが付与される仕組みを構築した。小売業におけるポイント付与は多数あるが、地域や行政までを巻き込んだポイントカード事業は全国的にも非常に先進的な取り組みであり、組合の課題であった大型店との差別化を図ることに大いに寄与している。また、事業遂行にあたり行政との連携を密にしたことで、より地域や住民の実態・ニーズに沿った形でのサービスを展開することができ、ポイントカード利用者数の増加にも繋がっている。



2種類のポイントカード

◆ 今後の展開

組合では将来的な展望として、「地域貢献カード」のポイントで町民税や各種行政サービスの手数料や行政施設の使用料等の支払も可能となる事業を目指している。また、こうした組合の地域への積極的な取り組みが評価され、町の予算編成にも組合のポイントカード事業への協力が検討される等、今後さらに自治体との連携を深めながら、他にはない石川町独自のサービスの発展が期待されている。

◆ 中央会との関わり

「ものづくり・商業・サービス革新補助金」をはじめとする各種支援施策に関する情報提供を受けて、上述のとおり新型カード端末を組合ならびに組合員に導入することが可能となるなど、日頃より組合運営に関するサポートを受けている。



加盟店でのポイント交換の様子

3. マイボックス普及企業組合

繰り返し使えるボックスで、
環境もみんなも笑顔に！

組合概要

住所	〒346-0016 埼玉県久喜市久喜東2丁目5番29号		
TEL	0480-29-2716	FAX	0480-29-2717
URL	http://mybox-project.com/		
設立年月日	平成21年4月24日	出資金	3,970千円
業種	複合サービス業	組合員数	15名

組合のPRポイント

「マイボックスという今までになかったコンセプトの食品容器によって、容器包装廃棄物を削減する」という主旨に賛同した様々な部門の専門家が集まって組合が設立された。

当初は(株)キングジムの協力を得てマイボックスを開発したものの、組み立てが難しい、洗浄しづらいなど多くの課題があった。その後、組合単独で一から設計を見直し、課題を解決することで現在のマイボックスを開発するに至った。特許の取得や「マイボックス」という名称についても商標を登録しているという強みを持っている。



代表理事／栗林 秀之（右）、
直販営業部部长／栗林 樹也（左）

◆ 組合を設立してよかった点・メリット

当初は廃棄物の削減等の環境問題に貢献するという目的からNPO法人の設立を考えていたが、少額での立ち上げができること、得た利益を出資者に分配できることから企業組合を選択。官公庁や中央会から様々な支援を受けられるという大きなメリットも得ることができた。

◆ 事業取り組みの動機

きっかけは「ケーキの箱は使い捨てであり、コスト面でも無駄がある。繰り返し使えば、その分お客様に還元できるのではないか。」という小さなケーキ屋の店主からの相談である。この相談に応える形でケーキの箱を開発したが、用途が限定されてしまうという問題があった。そこでエコ関係のイベントに参加し、来場者の意見を聞きながら改良を進めたことで現在のマイボックスを開発するに至った。

◆ 主な事業の内容とその成果

平成26年と27年に東京都内で開催された環境イベントに参加し、改良型マイボックスの課題や利用方法についてのアンケートを来場者に対して行った。要望の一つである電子レンジでの温め直しに対応するため耐熱性素材を利用する等、多くの人に使用してもらえるよう改良を続けている。

平成28年10月にはマイボックスの発売開始をメディア発表するとともに、ウェブ販売を開始。「食品ロスを減らす」という共通の取組みをしているドギーバッグ普及委員会の公式ドギーバッグとしても採用された。この委員会は愛知工業大学経営学部的小林富雄教授が理事長を務めており、氏の授業等のプログラムに活動が組み込まれる等、横の繋がりがや産学連携の面から波及効果が期待されている。



マイボックス

◆ 今後の展開

一部メディアで取り上げられた結果、マイボックスの認知度やウェブでの販売数は少しずつながらも上がってきた。先のアンケート結果では、プレゼント用途で非常に好評であったことから、ノベルティとしての販売やサンドイッチの容器など、食べ終わった後も再利用できる強みを生かした販路の検討に加え、平成30年1月の第1回販促EXPO【春】をはじめとした様々なイベントに参加することで更なる認知度アップを図りたい。

◆ 中央会との関わり

平成28年に埼玉県中央会の「組合広報活動・メディア戦略支援事業」の一環として、記者会見を行ったことが大きかったと栗林理事長は述べている。広報面での支援を受けたことで、様々なテレビ番組や大手新聞社の紙面にも取り上げられたことが、認知度・信用度を上げる一因となった。



「組合広報活動・メディア戦略支援事業」での記者会見の様子

4. 企業組合松崎桑葉ファーム

桑葉を町の新名物に！
地域を巻き込む町おこし活動

組合概要

住所	〒410-3611 静岡県賀茂郡松崎町松崎316番地の9		
TEL	0558-43-1670	FAX	0558-36-4966
URL	http:// mulberrytea.i-ra.jp/		
設立年月日	平成26年7月28日	出資金	3,500千円
業種	農産物の生産・加工・販売		組合員数 45名

組合のPRポイント

松崎町は小規模な町なので顔見知りも多く、普段から近隣住民のネットワークが緊密であるため、地域全体を巻き込んだ活動がしやすい環境にある。異業種の組織体であることも、却ってそれぞれの得意分野を活かすことでメリットとなり、組合活動の活性化に一役買っている。また、桑畑に隣接して組合の製茶工場を建設したことから、鮮度の劣化が早い桑の葉を収穫して、すぐに加工処理ができるといったハード面での強みも保持している。



代表理事／齋藤 省一（右）、
総務担当理事／高橋 洋一（左）

◆ 組合を設立してよかった点・メリット

当初は有志が集い、私費で活動を開始したが、事業を遂行する中で任意グループでは対外的な信用・訴求力が不足していることを実感し、組合設立に至った。事業目的が「地域振興」であることから、純粋に利益を追求する「株式会社」よりも「企業組合」を選択。その結果、銀行からの融資が円滑となり、設備投資面でも支援を受けることが容易になった。

◆ 事業取り組みの動機

明治期を中心に養蚕と桑栽培で栄えた歴史を持つ松崎町の町おこしを行うにあたって、県の観光政策委員会委員であるマリ・クリスティーン氏の助言もあり、食用桑葉の栽培を開始。当初は桑の栽培に詳しい人がおらず、ノウハウもなかったが、東京農業大学の協力と支援もあり、桑葉の収穫と、外部委託による桑葉茶の試作を経て6次産業化を目指すこととなった。

◆ 主な事業の内容とその成果

6次産業化を目指し、桑葉茶だけではなく、うどん・そば・かりんとう等を試作開発。かりんとうについては、大手メーカーと連携して商品を開発した。組合設立初年度は商品を国民宿舎や美術館といった観光施設、道の駅の売店等に納入していたが、二年目には早くも下田地域まで範囲を広げ、駅周辺や農・漁協の売店での販売も開始。旅館、ホテルへも積極的に営業活動を行い、各客室へのパンフレットと商品の常置にも成功。地道な営業活動とパンフレット配布等が功を奏し、直営所の集客も増加しており、県下のホテルとの契約も拡大傾向にある。

また、町の健康福祉課の特定健診において、血糖値や中性脂肪の抑制効果があるという桑葉茶の検証をする無料試飲モニターを募集する等、「健康長寿日本一」を目指す松崎町ならではの取組みを行い、高い効果をあげている。



松崎桑葉ファームのメンバー



主力商品の一つ「桑葉茶」



製茶工場内の様子

◆ 今後の展開

今後は事業の更なる発展を目指しており、県内ホテルにおける商品設置数の拡大や、桑葉茶を香典返しの品物として広くPRすることで売上高の増進を目指す等、一層の販路拡大に力を入れる計画である。

また、地域の特別支援学級の職場体験も積極的に受け入れており、来春には新卒者を雇用することも考えている。この活動は、企業と農村が協働活動することで、農山村地域の活性化を図る「一社一村しずおか運動」にも認定されており、雇用創出の場としても機能させていきたいとしている。

◆ 中央会との関わり

定款の作成等、組合運営に関して不慣れであったため、中央会の担当者から指導を受けた。その後も組合の円滑な運営のため、税理士等のあっせん支援を受けている。また、6次産業化を目指してはいたものの知識がなかったため、担当者より随時支援を受け、結果として事業を軌道に乗せることに成功した。

5. 滋賀県理容生活衛生同業組合

訪問理容を通じて
お客様との絆を繋げる取り組みを展開！

組合概要

住所	〒524-0001 滋賀県守山市川田町字柳島2216番地の3		
TEL	077-586-8868	FAX	077-586-8087
URL	http://riyo-shiga.jp/		
設立年月日	昭和33年3月21日	出資金	3,302千円
業種	サービス業	組合員数	468名

組合のPRポイント

高齢のため来店が困難な利用者のために組合事業として直接訪問して散髪する「訪問理容サービス」を実施している。

その他にも組合策定の理容・消毒方法の再確認等を目的とした「衛生遵守運動」、組合員の理容に関する技術を競う「競技大会」、スポーツ大会を通じて組合員の交流を行う「福利厚生事業」等の数多くの取組みを行っている。



理事長／谷澤 昭

組合を設立してよかった点・メリット

本組合は、「衛生・安全・確かな技術・安心できる組合加盟店」を標語として、情報提供事業や共済事業、広報事業等を展開している。組合員にとっては、法改正等の業界にとって必要な最新の情報を得られるばかりでなく、保健所職員との理容器具の消毒方法に関する意見交換の場が得られることや、万一の際の保険への加入が可能となっており、より安心安全に事業を行える環境が整っている。

事業取り組みの動機

以前より組合員が独自に訪問して散髪を行っていたが、高齢化の進展に伴い、けがや病気など自分の足で理容室に来ることができないお客様が増加してきた。加えて、組合員の高齢化により訪問することが難しくなってきたため、組合員の顧客を他の組合員が代行して訪問するといった組合員同士でお客様を紹介しあえる体制を構築。散髪に困る人を無くすことを目的に、要介護状態等を対象にした訪問理容サービスを組合事業として始めることとなった。訪問理容サービスを組合組織として取り組んでいるのは、業界では滋賀県が全国で初めてである。

訪問理容サービスを組合で取り組むうえで、まずは体制を構築するため、「平成28年度小

「企業者成長戦略推進プログラム等支援事業」を活用し、組合員の実態を把握するためのアンケートを実施するとともに、訪問理容の施術マニュアルやポスター等の作成を行った。

◆ 主な事業の内容とその成果

訪問理容サービスの利用にあたっては、専用の受付表を県内の組合員（一部を除く）に直接店舗で渡すか、組合ホームページから申込みを行うようになっているほか、受付店が訪問できない場合は他の組合員が受付店に代わってサービスを提供することもできる。お客様からは「来てくれて助かった」「組合がやっているという信用があるから安心できる」などの声もあり、訪問理容サービスを通じて積極的に地域社会とのつながりを築く取り組みを行っている。

◆ 今後の展開

昨年に実施した訪問理容サービスに関する書面調査では、訪問理容サービスに理解のある組合員がいた一方、十分な理解を得られなかった組合員もいることがわかった。今後はこの潜在的な組合員に対して、訪問理容サービスの参加勧奨を行い、県内全体に取組みを拡大させていくことを目標としている。谷澤理事長が掲げる「髪は切っても絆は切らない！ 深めよう、みんなの力で！」という目標に向けて、組合員の衛生環境の整備のほか、お客様の要望にかなった事業をより充実させながら業界の更なる発展に尽力している。

◆ 中央会との関わり

日頃から中央会の担当者とは定期的に交流があり、活用が可能な補助金等の紹介や、共同事業を行うに当たっての指導が行われている。平成28年度に実施した「小企業者成長戦略推進プログラム等支援事業」についても担当者からの紹介によって行われ、連携を密に取りながら事業を遂行した。



訪問理容サービス講習会の様子



理容競技大会の様子

6. 企業組合津島あぐり工房

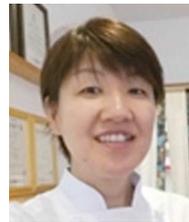
「食文化の継承」をコンセプトに地元農産物の商品化等を通じて地域活性化に貢献！

組合概要

住所	〒798-3302 愛媛県宇和島市津島町高田甲576番地		
TEL	0895-49-1319	FAX	0895-49-6865
URL	https://www.asumo-uwajima.com/		
設立年月日	平成24年8月24日	出資金	200千円
業種	農産加工品販売及び地産地消カフェの運営		組合員数 4名

組合のPRポイント

低迷している第一次産業従事者4人で「次世代に伝統の味を残したい」「経済的自立をしたい」という思いのもと組合を設立。「食文化の継承」をコンセプトに地元農産物を生かしたパンや総菜等の商品開発を行うとともに、カフェあすも（「昔ながらの生活習慣や食文化を取り戻しませんか。良いものは残していきませんか、明日も一歩一歩私たち」という思いを込めて命名）をオープン。現在では地元密着型の事業を多岐にわたり展開している。



代表理事／山下 由美

組合を設立してよかった点・メリット

愛媛県南部地域は、他の地域よりも「企業組合」が多く設立されていることから認知度が高く、身近な存在となっている。このため、当組合も設立当初から地域の皆に愛され、地域に根付いた活動を行うことができている。

事業取り組みの動機

平成15年に「女性の力を試したい。いつまでも雇われているのではなく『農家女性の自立』」を目的として、4人が集まり「津島あぐり工房」を結成した。

取り組みの動機としては、女性農業者は作り手であると同時に消費者でもあることから消費者目線でニーズをつかむことができ、経済的自立ができると思ったからである。

主な事業の内容とその成果

あすもの理念である①宇和島の食文化をつなぎ子供たちの未来をつくり、②安心安全な地産地消食材を作り手と共につくり、③高齢者も子供も笑顔になれる地域の場をつくり、の3つを常に意識し、事業を行ってきた。また、山下理事長が組合の思い

や目標を常に外部に発信し続けてきたことも成功の大きな要因である。

具体的には、愛媛県中央会の事業において食品の商品開発経験が豊富なコーディネーターによる味の改良や販路開拓支援を受け、大豆加工食品「元気もん」がヒットし、認知度が高まったこと、売上が直近年度で約3,300万円に達しており、設立後5年で約1,000万円増加していること、取引先は既存の自然食品を扱う店等だけではなく、大手百貨店との直接取引が開始されたことなどが挙げられる。



山下理事長とスタッフの皆さん

◆ 今後の展開

今後は基盤事業（農産加工品販売及び地産地消カフェの運営、加工場、移動販売）をより一層強固・安定化させることにより、従業員の雇用（高齢者や障害者の雇用も積極的に行っている）の維持・拡大及び待遇改善を図るとともに、栽培方法にこだわった農産物と餅とを組み合わせた餅加工品の開発・製造に努めるなど、より一層の信頼獲得、商品・サービスのブランド化を図ることとしている。



地産地消カフェ「あすも」



移動販売による買い物弱者支援

◆ 中央会との関わり

法人化にあたり、「平等に運営・事業に参画できる組織」を望んでいたが、愛媛県中央会のアドバイスを受けたことにより企業組合という組織を選択できた。また、設立後も組合運営のみならず、事業運営についてもきめ細かな支援を受け続けており、組合にとって欠かせない存在となっている。

7. 高島振興協同組合

地域を支える島唯一の協同組合による
“世界文化遺産”を活用した島おこし

組合概要

住所	〒851-1315 長崎県長崎市高島町2709-5			
TEL	095-896-3511	FAX	095-896-3511	
URL	http://nagasaki.web.fc2.com/index.html			
設立年月日	平成19年11月9日	出資金	1,080千円	
業種	小売業、運送業、建設業、旅客海運業		組合員数	6名

組合のPRポイント

珊瑚礁や熱帯魚を見ることができる「高島海水浴場」は、毎年、老若男女を問わず大勢のリピーターが訪れている。他にもふれあいキャンプ場、高島いやしの湯、高島体育館は多くの利用があるが、これらの施設は組合が長崎市から指定管理者として受託し、維持・管理を行っている。

また、四季折々の魅力を知ってもらうため、組合が先導役となり島をあげてイベント企画に取り組むなど、組合は高島を支える非常に重要な存在として行政や島民から認識されている。



代表理事／松尾 保（右）、
事務局長／松尾 洋（左）

◆ 組合を設立してよかった点・メリット

地域との密接な繋がりを築くための地道な取り組みが認められたことにより、行政から信頼され、連携を深めることができた。高島を支える縁の下の力持ちとして機能している一方、高島の今後を左右する重要な存在となっている。

◆ 事業取り組みの動機

平成27年に世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産—製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業—」として、高島に残る近代的炭坑施設「北溪井坑跡（ほっけいせいこうあと）」と、かつて高島町に属していた端島（軍艦島：高島から約1km）が登録認定され、高島への来島促進の一環として、来島した際に気軽に島内を周遊することができるよう、長崎市と連携してレンタカー事業をスタートさせた。

◆ 主な事業の内容とその成果

設立時より、長崎市の4施設（高島海水浴場、ふれあいキャンプ場、高島いやしの湯、

高島体育館)の指定管理業務を主な事業としており、組合の運営に欠かせない事業となっている。

また、四季折々の魅力を知ってもらうため、イベント企画にも率先して取り組んでおり、春には「御衣黄桜(ぎょいこうざくら)」という全国的にも珍しい緑色の桜を觀賞するウォーキング大会、夏には高島海水浴場で開催するイベント「umibouz in 高島」や、高島へ移住してきた陽気なアーティストグループ「RAINBOW MUSIC」による音楽ライブ「タカシマタカラジマ～音光祭～」を開催している。

軍艦島クルーズ観光客が高島に寄港した際に、気軽に島内を周遊してもらうことを目的に開始したレンタカー事業については、前年に比べて利用実績が増加している。



高島海水浴場

◆ 今後の展開

「世界文化遺産」を持つ高島の珍しい歴史・文化の継承と、新しい文化芸能など広く周知活動を展開していきたい。この目標を達成するためには、理事会が鍵になると認識しており、理事会には組合や高島の発展のためのアイデアを全組合員が必ず持ち合うように取り決めている。

異業種の集まりではあるが、高島育ちの組合員と高島の魅力に惹きつけられた組合員による相乗効果をプラスに変えていくことで、組合や高島の発展に繋げていきたい。



世界遺産北溪井坑跡

◆ 中央会との関わり

組合設立時から支援を受けており、現在は総会出席等による巡回や電話相談等の支援を受け一方、長崎市などの行政機関への対応の際も、中央会が間に入り、連携を取りつつ支援を受けている。

今後は、事業に関する支援・相談だけでなく、環境や地域性を知った上で支援を行う組織であり続けること。また、良いものを掘り出せていない地域の団体へのアドバイスと支援を期待したい。



PART 3

資料集

1. 各種組織制度の比較
2. 中小企業団体中央会連絡先一覧

1. 各種組織制度の比較 (平成29年11月現在)

組織の種類 組織の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	信用協同組合	企業組合	商工組合
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	資金の貸付、預金の受入れ	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の事業の改善発達
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受入れ、その他	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業等の事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	300人以上が加入すること 出資金が1,000万円以上(東京都ほか金融庁長官の指定する人口50万以上の市は2,000万円以上)であること	4人以上の個人が参加すること	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること
組合員資格	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)	地区内の小規模事業者(概ね中小企業者)又は地区内に住所を有する者、勤労者	個人及び法人など	地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めるときは3分の1未満の中小企業者以外の者
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上(個人に限る)	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること
加入	自由	自由	自由	自由
加入資格				
任意脱退	自由	自由	自由	自由
組合員比率	ない	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
従事比率	ない	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
1組合員の出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合 100分の35)	100分の10	100分の25 (合併・脱退の場合 100分の35)	100分の25 (合併・脱退の場合 100分の35)
議決権	平等 (1人1票)	平等 (1人1票)	平等 (1人1票)	平等 (1人1票)
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	資金の貸付・預金の受入れは、貸出総額・預金総額の100分の20まで		共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定：昭和24年)			中小企業団体の組織に関する法律 (制定：昭和33年)

1.各種組織制度の比較 (平成29年11月現在)

協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合	有限責任事業組合(LLP)
組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善	利益追求企業の連携や専門的な能力を持った人材による共同事業の振興
人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他	企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材による共同事業
4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合資格事業者の3分の2以上が加入すること	2人以上の個人又は法人が参加すること組合契約書を作成し、これを登記すること
中小企業者(組合員の推定相続人を含む)及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めるときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者	
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること	
総会の承諾が必要	自由	自由	組合員全員の一致で決定
			特に制限なし(ただし、法人が組合員となる場合は、自然人の職務執行者を定めること)組合員には業務執行への参加義務あり
持分譲渡による	自由	自由	やむを得ない理由がある場合のみ可能
ない	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない
100分の50未満 (中小企業者でないもの全員の 出資総額は100分の50未満)	100分の25	100分の25	ない
平等(ただし定款で定めるときは出資比率の議決権も可)	平等 (1人1票)	平等 (1人1票)	組合員全員の一致で決定
	組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで	
定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	
中小企業団体の組織に関する法律 (制定:昭和33年)	商店街振興組合法 (制定:昭和37年)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (制定:昭和32年)	有限責任事業組合契約に関する法律 (制定:平成17年)

組織の種類 組織の内容	一般社団法人	一般財団法人	NPO法人	株式会社
目的	設立時に定款に定めた目的	設立時に定款に定めた目的	NPO法所定の特定非営利活動推進による公益の増進(営利を目的としない)	利益追求
性格	人的結合体	物的結合体	人的結合体	物的結合体
事業	定款に掲げる事業 剰余金や残余財産の 分配を受ける権利を 付与することはできない	定款に掲げる事業 剰余金や残余財産の 分配を受ける権利を 付与することはできない	NPO法第2条第1項別表に 規定する20の活動であっ て、不特定かつ多数のもの の利益の増進に寄与する事業	定款に掲げる事業
設立要件	2人以上	1人でも可能 設立者が財産(価額300万 円以上)の拠出 設立時評議員及び設立時理 事は、それぞれ3人以上	10人以上の社員がいること 理事3名以上、監事1名以上 必要	資本金1円以上 1人以上
組合員資格				
責任	設立時社員、設立時理事又は 設立時監事の負う責任は、総 社員の同意が無ければ、免除 されない	設立者、設立時理事又は設 立時監事の負う責任は、総 評議員の同意が無ければ、 免除されない	出資をしていないので 責任なし	有限責任
発起人数				
加入	外部からの社員参加は 原則自由(定款で制限可)	自由	外部からの社員参加は 原則自由	株式の譲受・ 増資割当による
加入資格	個人又は法人	個人又は法人	無制限	無制限
任意脱退	自由	自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率				
従事比率			役員総数のうち、3親等内の 親族が3分の1を超えて含ま れてはいけない	ない
1組合員の 出資限度				
議決権	平等 (ただし定款で定めれば変更可)	役員又は評議員のみ	平等 (1人1票)	出資別 (1株1票)
員外利用 限度				
配当	できない	できない	できない	出資配当
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (制定：平成18年)		特定非営利活動促進法 (制定：平成10年)	会社法 (制定：平成17年)

2. 中小企業団体中央会連絡先一覧

名 称	郵便番号	住 所	ビル名	電話番号	FAX番号
北海道中小企業団体中央会	060-0001	札幌市中央区 北1条西7丁目	プレスト1・7内	011(231)1919	011(271)1109
青森県中小企業団体中央会	030-0802	青森市本町2-9-17	青森県中小企業会館内	017(777)2325	017(773)5582
岩手県中小企業団体中央会	020-0878	盛岡市肴町4-5	岩手酒類卸株式会社ビル内	019(624)1363	019(624)1266
宮城県中小企業団体中央会	980-0011	仙台市青葉区 上杉1-14-2	宮城県商工振興センター内	022(222)5560	022(222)5557
秋田県中小企業団体中央会	010-0923	秋田市 旭北錦町1-47	秋田県商工会館内	018(863)8701	018(865)1009
山形県中小企業団体中央会	990-8580	山形市城南町1-1-1	霞城セントラル内	023(647)0360	023(647)0362
福島県中小企業団体中央会	960-8053	福島市 三河南町1-20	コラッセふくしま内	024(536)1261	024(536)1217
茨城県中小企業団体中央会	310-0801	水戸市桜川2-2-35	茨城県産業会館内	029(224)8030	029(224)6446
栃木県中小企業団体中央会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4	栃木県産業会館内	028(635)2300	028(635)2302
群馬県中小企業団体中央会	371-0026	前橋市大手町3-3-1	群馬県中小企業会館内	027(232)4123	027(234)2266
埼玉県中小企業団体中央会	330-8669	さいたま市大宮区 桜木町1-7-5	ソニックシティビル内	048(641)1315	048(644)8065
千葉県中小企業団体中央会	260-0015	千葉市中央区 富士見2-22-2	千葉中央駅前ビル内	043(306)3281	043(227)0566
東京都中小企業団体中央会	104-0061	中央区 銀座2-10-18	東京都中小企業会館内	03(3542)0386	03(3545)2190
神奈川県中小企業団体中央会	231-0015	横浜市中区 尾上町5-80	神奈川中小企業センター内	045(633)5131	045(633)5139
新潟県中小企業団体中央会	951-8133	新潟市中央区 川岸町1-47-1	新潟県中小企業会館内	025(267)1100	025(267)1386
長野県中小企業団体中央会	380-0936	長野市中御所 岡田131-10	長野県中小企業会館内	026(228)1171	026(228)1184
山梨県中小企業団体中央会	400-0035	甲府市飯田2-2-1	山梨県中小企業会館内	055(237)3215	055(237)3216
静岡県中小企業団体中央会	420-0853	静岡市葵区 追手町44-1	静岡県産業経済会館内	054(254)1511	054(255)0673
愛知県中小企業団体中央会	450-0002	名古屋市中村区 名駅4-4-38	ウインクあいち内	052(485)6811	052(485)9199
岐阜県中小企業団体中央会	500-8384	岐阜市 藪田南5-14-53	OKBふれあい会館内	058(277)1100	058(273)3930
三重県中小企業団体中央会	514-0004	津市栄町1-891	三重県合同ビル内	059(228)5195	059(228)5197
富山県中小企業団体中央会	930-0083	富山市総曲輪2-1-3	富山商工会議所ビル内	076(424)3686	076(422)0835
石川県中小企業団体中央会	920-8203	金沢市靱月2-20	石川県地場産業 振興センター新館内	076(267)7711	076(267)7720
福井県中小企業団体中央会	910-0005	福井市大手3-7-1	織協ビル内	0776(23)3042	0776(27)3058

名 称	郵便番号	住 所	ビル名	電話番号	FAX番号
滋賀県中小企業団体中央会	520-0806	大津市打出浜2-1	コラボしが21内	077(511)1430	077(525)5537
京都府中小企業団体中央会	615-0042	京都市右京区 西院東中水町17	京都府中小企業会館内	075(314)7131	075(314)7130
奈良県中小企業団体中央会	630-8213	奈良市 登大路町38-1	奈良県中小企業会館内	0742(22)3200	0742(26)0125
大阪府中小企業団体中央会	540-0029	大阪市中央区 本町橋2-5	マイドームおおさか内	06(6947)4370	06(6947)4374
兵庫県中小企業団体中央会	650-0011	神戸市中央区 下山手通4-16-3	兵庫県民会館内	078(331)2045	078(331)2095
和歌山県中小企業団体中央会	640-8152	和歌山市十番丁19	Wajima十番丁内	073(431)0852	073(431)4108
鳥取県中小企業団体中央会	680-0845	鳥取市富安1-96	中央会会館内	0857(26)6671	0857(27)1922
島根県中小企業団体中央会	690-0886	松江市母衣町55-4	島根県商工会館内	0852(21)4809	0852(26)5686
岡山県中小企業団体中央会	700-0817	岡山市北区 弓之町4-19-202	岡山県中小企業会館内	086(224)2245	086(232)4145
広島県中小企業団体中央会	730-0011	広島市中区 基町5-44	広島商工会議所ビル内	082(228)0926	082(228)0925
山口県中小企業団体中央会	753-0074	山口市中央4-5-16	山口県商工会館内	083(922)2606	083(925)1860
徳島県中小企業団体中央会	770-8550	徳島市 南末広町5-8-8	徳島経済産業会館 KIZUNAプラザ内	088(654)4431	088(625)7059
香川県中小企業団体中央会	760-8562	高松市 福岡町2-2-2-401	香川県産業会館内	087(851)8311	087(822)4377
愛媛県中小企業団体中央会	791-1101	松山市 久米窪田町337-1	テクノプラザ愛媛内	089(955)7150	089(975)3611
高知県中小企業団体中央会	781-5101	高知市 布師田3992-2	高知県中小企業会館内	088(845)8870	088(845)2434
福岡県中小企業団体中央会	812-0046	福岡市博多区 吉塚本町9-15	福岡県 中小企業振興センター内	092(622)8780	092(622)6884
佐賀県中小企業団体中央会	840-0826	佐賀市白山2-1-12	佐賀商工ビル内	0952(23)4598	0952(29)6580
長崎県中小企業団体中央会	850-0031	長崎市桜町4-1	長崎商工会館内	095(826)3201	095(821)8056
熊本県中小企業団体中央会	862-0967	熊本市南区 流通団地1-21		096(325)3255	096(325)6949
大分県中小企業団体中央会	870-0026	大分市 金池町3-1-64	大分県中小企業会館内	097(536)6331	097(537)2644
宮崎県中小企業団体中央会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31	宮崎県中小企業会館内	0985(24)4278	0985(27)3672
鹿児島県中小企業団体中央会	892-0821	鹿児島市名山町9-1	鹿児島県産業会館内	099(222)9258	099(225)2904
沖縄県中小企業団体中央会	900-0011	那覇市 字上之屋303-8		098(860)2525	098(862)2526
全国中小企業団体中央会	104-0033	東京都中央区 新川1-26-19	全中・全味ビル内	03(3523)4901	03(3523)4909

中小企業組合 ガイドブック

2017
2018

中央会は組合づくりのパートナー

 全国中小企業団体中央会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル
Tel : 03-3523-4901(代表) Fax : 03-3523-4909
<http://www.chuokai.or.jp/>

小規模事業者組織化指導事業(平成30年3月)